



議員提出議案第二号

医療保険制度の大幅改定に反対する意見書提出について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

昭和五十九年三月二十四日

提出者	三朝町議会議員	藤井	十成
賛成者	三朝町議会議員	大丸	敦
賛成者	三朝町議会議員	倉本	良人
賛成者	三朝町議会議員	西村	武津美

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

医療保険制度の大幅改定に反対する意見書

政府は昭和五十九年度の予算編成にあたり、医療費抑制のため医療保険制度全般にわたり被保険者や、さらには地方自治体に^対して大幅な負担増を強いる構想を打ち出している。この構想は、健康保険本人の給付率十割から昭和五十九年度・六十年度は九割とし六十年年度より八割に引き下げ患者の自己負担率を一挙に引き上げるとともに国民健康保険の国庫補助率を引き下げ、地方自治体と被保険者の負担を増大させようとするものである。さらに、高額療養費及び被保険者の標準報酬月額の上限下限を大幅に引き上げ、特殊医療を療養費払いとし、公的に差額徴収を認めるなど医療費の患者負担と被保険者の経済的負担はたえがたいものとなることは明らかである。

このような制度が実施されるならば、国民を初期診療から遠ざけるばかりでなく、結果的には重症化を促進し医療費全体の増大を招くこととなり、地域における医療体制を根本から破壊されることになる。

よって政府におかれては、現行の医療保険制度を大幅に改定するこの構想を速やかに撤回され、今国民が最も望んでいる予防・治療・リハビリテーションを一貫する医療制度の

確立と充実を図るなど人命を尊重する医療保険制度の抜本的改革に速やかに着手されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年三月二十四日

三朝町議会